

共生のまちづくり条例に関する周知状況等について

1. 条例研修会等の実施（H28）

実施内容		回数	参加人数（延べ）
研修	市職員	35回	約8,200人
	当事者・支援者団体	23回	約1,200人
	福祉事業所	15回	約760人
	その他※1	45回	約3,000人
その他	チラシ配布等※2	17回	約10,000人
合計		135回	約23,000人

※1… 大学、小中学校、自立支援協議会など

※2… 街頭キャンペーン、他団体主催のイベントでのチラシ配布

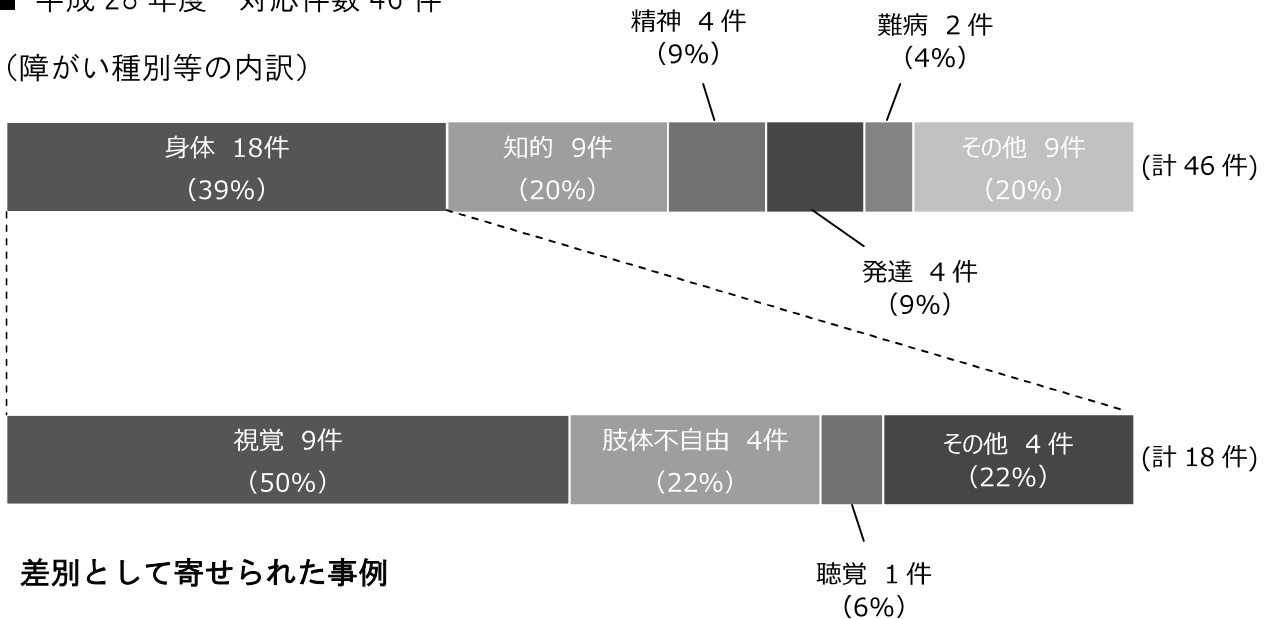
2. 市報・イベント等での周知啓発の実施

- 市報にいがたへの掲載（4回）
- 各イベントでの周知（まちなか障がい福祉フェス、健康福祉まつり等）
- 各種市民向け講座開催（JOIN, こころの健康センター）

3. 障がい等を理由とした差別相談対応

- 平成28年度 対応件数 46件

（障がい種別等の内訳）



4. 差別として寄せられた事例

事例① 障がい種別：視覚障がい

全盲の視覚障がい者Aさんが、クレジットカードの作成に係る申請書の代筆を行員に依頼したが断られた。これは合理的配慮の不提供にあたるのではないか。

【対応】

銀行員2人が立ち会い、妻が代筆することを条件に、代筆によるクレジットカードの作成が認められた。

事例② 障がい種別：視覚障がい

飲食店に入ろうとしたところ、盲導犬の同伴を理由に入店を断られた。これは不利益な取り扱いにあたるのではないか。

【対応】

飲食店に対し、身体障害者補助犬法及び条例に違反することを伝え、今後は盲導犬を同伴する障がいのある人を受け入れることになった。

事例③ 障がい種別：視覚障がい

アパートを探していて、3階の角部屋が気に入ったため、入居を申し込んだところ「冬期になると階段が凍るので危険」と断られた。また、「連帯保証人不要」とホームページに記載されているにも関わらず、連帯保証人を付けるよう条件を出された。このような対応は差別にあたるのではないか？

【対応】

不動産会社へ事実確認。不動産会社がアパートのオーナーに確認をした際に、オーナーから「冬期になると階段が凍るので危険」という理由で断りの連絡があった。不動産会社を通じオーナーに連絡を取ってもらったところ、オーナーの了解が得られ、入居できることになった。連帯保証人についても、条例の趣旨を説明したところ、連帯保証人なしでも借りられることになった。

事例④ 障がい種別：肢体不自由（車いす利用者）

公共交通機関を利用しようとしたところ、車いす対応型の車両ではないという理由で乗車を断られた。今までは車いす非対応型の車両でも、介助者がいれば乗車させてもらっていたが、今回は介助者がいるにも関わらず乗車を断られた。これは不利益な取り扱いではないか。

【対応】

運行会社へ事実確認。社内の規則により「自分の足で歩いて乗れる方」という決まりがあるが、介助者がいて車いすの方を支えられる状況であれば乗車してもらっていた。今回の場合、職員の認識不足で断ってしまったが、乗車できるケースであったため、職員に対し指導を行うことになった。

事例⑤ 障がい種別：知的

移動支援によりヘルパーが院内支援を行っている際に、尿検査のための採尿を病院看護師に依頼したが断られた場合、合理的配慮の不提供に当たるのではないか？

【対応】

本人がヘルパー又は看護師に採尿を手伝ってほしいという合理的配慮の提供を求めているのに、拒否することは合理的配慮の不提供に当たることを伝えた。病院での採尿が困難であれば、自宅で採尿し通院時に持参する、又は指先採決による検査にするなど、別の方法で合理的配慮を提供することも考えられると助言した。

事例⑥ 障がい種別：知的

プール利用時に急に大声を出してしまい、他の利用者から「別のプールに行ってほしい」「時間を決めて、障がい者と健常者が利用する時間を分けてほしい」と言われた。これは差別に当たるのではないか。

【対応】

条例では市と事業者を対象に差別を禁止しており、一般私人の関係における差別は対象にならないが、障がいの特性を伝え（驚かせようと大声を出したわけではないこと）、理解を得られるよう話し合いを行うことを助言した。

事例⑥ 福祉施設からの相談

障がい福祉施設が市内の民間施設を見学しに行こうと、事前に民間施設に問い合わせをしたところ「障がいのある方3人に対し、介助者を1人付けてほしい」と言われた。これは「不利益な取り扱い」にあたるのではないか？

(経緯)

この民間施設では、以前、障がいのある人が見学に来た際に、アテンダントの女性に抱きつく等の行為があったため、「障がいのある方3人に対し、介助者を1人付けてほしい」というお願いをしていた。

【対応】

民間施設に事実確認。障がいを理由に一律に介助者を付けるよう要求することは「不利益な取り扱い」に該当することを伝え、どのような配慮が必要なのか本人や施設職人に確認するようアドバイスした。民間施設の職員から「障がいのある人にどのような配慮が必要なのか聞くことはいけないことだと思った」「抵抗がある」という発言があった。

結果として、障がい福祉施設の職員からどのような配慮が必要なのか聞き取りを行い、見学できることになった。

市報にいがた

誰もが安心して暮らせる共生社会へ 障がいや障がいのある人の理解に向けて

誰もが安心して暮らせる共生社会の実現を目指し、ことし4月、本市は「障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」を施行しました。7月26日、神奈川県相模原市の障害者支援施設津久井やまゆり園で多くの命が奪われる事件が発生しました。今号では障がいへの理解や障がいのある人となない人の相互理解を深める契機として、共生社会の実現に向けた本市の取り組みなどを紹介します。

事件発生後、本市は市内約300カ所の施設に対し、安全確認や注意喚起を行い、入所支援施設にはアンケート調査を実施しました。各施設が安全の確保を再検討する中、共生社会の在り方に、施設からの意見掲載します。左欄み。



障がい者就労施設利用者らの共同作業によるイラスト。同条例のパフレットに使用しています

事業者研修会を実施
安心・安全な施設の運営に向けて、市内の障がい者施設などを対象に研修会を実施します。

アンケート調査で回答のあった課題なども踏まえ、施設の防犯対策などを説明します。また、4月に施行した同条例と、障がい者虐待についても解説します。



除草作業の様子

共生社会に向けた協働の取り組み―農福連携
労働力不足が懸念される農業分野で、障がい者の就農を促進し、自立した生活を目的に、平成27年度から施設外就農助成制度を行っています。

同制度は、障がい者が農作業を行い、受け入れた農業者に対し市が助成
「清々しい疲労感で、作業が終わった後は気分が良かった」などの声が寄せられました。

するもの。作業内容は、野菜の収穫や選別、除草、ブドウのかさ掛けなどのほか、ラベル貼りや出荷の準備などです。

受け入れた農業者からは「人手不足の繁忙期に、来てもらえて大変助かる」とも継続したいなど要望も多く、また作業した障がい者からは「収穫に向けてみんなど作業するのは楽しい」

施設から見た共生社会

障害者支援施設

太陽の村(北区太夫浜)
園長 松田勝比古さん

私たちの施設「太陽の村」には、知的障がいを持った重度の自閉症がある人たちが50人が入所しています。



村のお祭り「SUNSUN フェスティバル」の様子

施設設置当初、地域では受け入れ難かったようです。腫れ物に触るような視線も受けましたが、私たち職員と施設入所者である村の住人たちはできるだけ外出し、地域のイベントにも積極的に参加させてもらいました。今では地域のイベントに招待を受けるようになり、もちろん、村で開催するお祭りは、近隣の子どもたち、そして多くのボランティアの皆さんも参加してくれ、地域に根付いてこの施設です。村の住人たちが外に出歩くとき、そっと温かく見守ってはいただけ、そんな共生社会がここにはあります。私たちは地域から遠ざかることなく、地域と共にあることで、安心・安全が確保されると確信しています。

相談窓口の設置

条例では本市と事業者に対し、障がいのある人への不利益な取り扱いや、合理的配慮を行わないなど、障がいを理由とした差別を禁止しています。差別ではないかと感じた場合は、専門の窓口で相談できます。相談員が対応するほか、解決に向けて話し合いや調整を行います。表Ⅱ。

相談窓口(所在地)	問い合わせ
障がい福祉課(市役所分館2階)	☎025-226-1248 ☎025-223-1500
障がい者基幹相談支援センター	東(東区役所1階) ☎025-250-2315 ☎025-250-7706
	秋葉(秋葉区役所2階) ☎025-25-5661 ☎025-47-7106
	西(西区役所3階) ☎025-264-7468 ☎025-378-3342
中央(中央区八千代1総合福祉会館1階)	☎025-248-7171 ☎025-385-7931

コラム

私が考える障がいのある人の人権と共生社会 ①

みんな育てる、希望の種

公益社団法人新潟県社会福祉士会
権利擁護センター ばあとなあ新潟
運営委員 竹田一光さん

人は全介助の状態から誕生し、ほとんどの方が要介護の状態に亡くなっていく。誰もがこの運命から逃れる事はできない。たまたま障がいのない人も、事故・病気・加齢などにより体の機能を損ったとき「こなはず」なりました。大切な想像力を持って自分事として考えること。障がいを持つという事はひとことではないのだ。

7月26日未明、相模原市の施設で殺傷事件が起きた。命の重さは、障がいの有無に関係ない。メディアに言葉が躍る。「障がい者蔑視・際立つ独善性」、「無理解と無関心」、「犠牲者名の非公表までに差別など、何とも言いえない虚脱感が漂う」。

しかし、4月、新潟市は小さな希望の種を生み出した。その種とは「障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」。この条例の誕生までには、実に7年半の歳月を要した。私はこの条例をイソップ寓話の「北風と太陽」にあやかり、勝手に「太陽条例」と呼んでいる。障がいのある人に対する差別を罰によってなくそうとするのではなく、話し合いによる相互理解によって、差別の原因「無知」による誤解・偏見をなくしていきとうという条例だ。

誰もが人生のどこかで遭遇する生きづらさや理不尽さ。そんな時「独りで悩まなくていいんだよ」と伝えてあげよう。相談・話し合い・相互理解を積み重ねて、新潟市をどんどん共生のまちに育てていこう。

条例が施行されて4カ月余り。相談は21件を数えた。周知はまだだが、少しずつ新潟市が共生のまちとして育っている事を実感する。小・中学校では、この条例の副読本を活用した授業も始まっている。多くの市民がこの条例を知り、実際に道具として使い、市民の手で差別のないまちに変えていく。私たちの条例は、そんな希望の種なのである。

コラム

私が考える障がいのある人の
人権と共生社会 ②
共に生きるために必要なもの

県弁護士会副会長 角家理佳

私には、会ったことのない年上の同級生がいました。彼は不慮の事故で体が不自由になり、復学できぬままだったのです。縁あって同級生となった私たちは、彼の力になりたいと申し入れましたが、かないませんでした。

彼に手助けが必要だったことは事実でしょう。しかし、彼は同情されたり、庇護されるだけの客体ではなく、日々を生きる主体であり続けたからです。

彼に關心を寄せた仲間がいましたが「気の毒な助けであげるべき人」との決めつけが、彼を傷つけたことは想像に難くありません。私たちが最初にすべきは、彼を知ろうとすることだったのだと、後になって気づきました。

しばらくして、彼が退学したと聞きました。彼の復学の障壁になったのは、制度とか、慣行とか、私たちがしてしまったような無知に

よる偏見とか、そうしたものであったのだろうと思います。

差別や偏見のない真の共生社会の実現は、お互いを理解し合うことが必要です。新潟市

があらゆる人にとって持てる能力を存分に発揮する場であり、生き生きと安心して暮らせる地域になつてほしい、

そんな願いを持って条例作りに参加した一人として、皆さんにお願

いします。もし、あなたが生きづらさを感じているなら、なにを壁と

感じ、どう生きづらいつのか、周りの人に伝えて

てください。そして、周りの声に耳を傾けてください。「共に生きるまちづくり」は、そこから始まります。

コラム

私が考える障がいのある人の人権と共生社会③
「話し合い」から学ぶ

有限会社ミカユニバーサルデザインオフィス取締役社長 中村美香

障がいのある人のバリアをなくそうとバリアフリーという言葉が生まれて20年余り。ほぼ同時期に障がいの有無や能力のい

かんを問わず、文化・言語・国籍や老若男女の差異などに関わらず、できるだけ最大限の人が利用可能となる情報や製品、建物を設計するユニバーサルデザインという考え方も誕生した。まちでは段差が小さくなり、視覚障がい者用誘導ブロックが連続的に敷設された。情報提供方法は、手話や筆談、音声や点字に加え、スマートフォンのアプリと変化が著しく、多言語表記や文字の大きさへの配慮もされている。

丁寧に話し合う場こそが求められている。条例検討の過程では、障がいを理由とした差別と思われる事例が200件ほど報告されたが、多くの場合、障がい者が何を求めているのか、それに対してできないこと・できないことを明示できていなかった。話し合いで気付く誤解や思い込みも多い。双方がもう一歩踏み込んで話し合い、互いを知ろうとする力を働かせれば、よりよい解決策を導き出せる可能性がより高まるはずだ。

多世代同居していた時代は、家族を通じて不自由さや互いに手助けする方法を自然と身に付けることもできたが、今は自らが学ぶ姿勢が求められる。一方、地域で暮らす障がい者も増えているという好ましい現状がある。地域は大きな教室だ。日々の暮らしや地域活動を通じて、障がいがある人に接する機会が増えている。まずは、挨拶を交わそう。そういう気持ちを大事にできたらいいと思う。

コラム

私が考える障がいのある人の人権と共生社会④
「心からありがとう」

新潟大学教職大学院教授 長澤正樹

大学卒業後、私は郷里の特別支援学校に採用された。最初の勤務は国立療養所内にある重症心身障がい児病棟(療育園)で、訪問教育を担当した。大勢の寝たきりの子どもたちを前に、教科書やノートを使う従来の授業はできるはずもなかった。しかも、当時は重症心身障がい児への教育が始まったばかりで、誰もそのすべを持っていなかった。

必死で手がかりを求めていたとき、脳外科の医師が園長に就任した。子どもたちへの関わり方を尋ねる私に、園長は当時珍しかった脳のCTスキャン画像を眺めながら子どもの特性を語った。しかし「この子はこれ以上の成長は望めない」など教育否定とも思われる発言に疑問を感じ、私は「もしそうなら、教育の意味がないのでは」と強く抗議した。すると園長は「この子らは先生を待っているんです。声を掛けてもらいたいんです。それは教師にしかできないことでしょう」と静かに答えた。私は「どんなに障がいが重くても大切にされる権利がある、障がいの重さに関係なく、それぞれの発達段階に人としての価値がある」という、故糸賀一雄先生の発達保障の思想を思い出した。

私は子どもたちを一人の人間として尊重し、関わるよう努力した。すると、表立った成長が見られないと思っていた子どもが、私の声掛けにわずかに口元が緩み、かすかな笑顔を見せてくれた。私はその表情が本当に尊いと感じた。食事や遊び、散歩といった日常生活のありきたりな活動にこそ本当の幸せがあることに気付いた。

それから合わせて7年間、重症心身障がい児の教育に関わることができた。教育の原点だけでなく、生きることの素晴らしさ、当たり前前の生活の大切さを教えてくれた彼らに対し、あらためてお礼を言いたい。

※この連載は今号で終了します